済生会南部訪問看護ステーション運営規程(医療保険)

(事業の目的)

第1条　社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会が開設する済生会南部訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う老人保健法に基づく老人訪問看護事業及び医療保険各法に基づく訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、主治の医師が必要を認めた在宅療養者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条　指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、療養者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2　ステーションは開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては、所長の責任において実施する。

3　事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者・その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域の様々な取り組みを行う者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　済生会南部訪問看護ステーション

②　所在地　横浜市港南区港南台３丁目11番29号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条　ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職　種	資　　格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備　考
管理者	看護師	1名	名	―	―	
看護職員	看護師	6名	1名 ※1	11名	1名 ※2	※1：理学療法士との兼務 ※2：居宅介護支援事業との兼務
リハビリ職員	理学療法士	―	1名 ※1	2名		※1：看護師との兼務
事務職員			3名		1名	居宅介護支援事業の事務と兼務

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。

(3)リハビリテーション職員等

理学療法士等は、かかりつけの医師（主治医）の指示により、看護師と連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(4)事務職

事務職は、事務・雑務・保険請求業務等を行う.

(5)業務に応じて職員は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　　月曜日から金曜日までとする(ただし、祝日と年末の12月29日から1月3日までを除く)

②　営業時間　　9時00分から17時00分までとする。

③　前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応する。

（指定訪問看護の提供方法）
第６条　指定訪問看護の提供方法は、次の通りとする。
1）利用者がかかりつけの医師（主治医）に申し出て、かかりつけの医師（主治医）が交付した訪問看護指示書（以下「指示書」という）により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
2）利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師（主治医）に指示書の交付を求めるよう助言する。

（事業の内容）
第7条　事業の内容は次のとおりとする。
① 病状・障害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事および排泄・環境整備等、療養上の支援
④ 褥瘡の予防・処置
⑤ リハビリテーション
⑥ 意思決定の支援・ターミナルケア
⑦ 認知症患者の看護
⑧ 療養生活や介護方法の指導
⑨ カテーテル等の管理
⑩ その他医師の指示による医療処置

（指定訪問看護の提供回数と時間）
第8条　介護保険の要支援・要介護の認定を受けられた方で「厚生労働大臣が定める疾病等」にある方、また「特別管理加算」の算定者の回数制限はなしとする。
2　前項以外の方は、週 3 日までの訪問看護とする。また、1 回の訪問看護時間はおおむね 30 分から 1 時間半程度とする。
3　利用者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別訪問看護指示書」の交付があった場合、交付の日から 14 日間に限り介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。訪問看護の回数制限はない。

（利用料等）
第9条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、医療保険各法で定める額の負担割合分を徴収する。
2 事業に要した交通費は1回480円を徴収する。但し、次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の実施地域を超えた所から自宅までの公共の交通機関を利用時の実費相当を徴収する。
3 利用者の申し出により、訪問看護と連続して行われる死後の処置に伴う費用は 30,000 円とする。その他、その他の利用を希望され、必要と判断したときは、別紙(1)の料金表の費用を徴収する。
4 キャンセル料については、利用予定日の 2 日前までに申し出があった場合は無料とし、前日申し出の場合は利用者負担額の 50%、当日申し出の場合は利用負担額の全額を徴収する。
5 前項の費用の支払いを受ける場合には、別紙(1)を利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。
6 利用者からの利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）
第10条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
横浜市港南区港南台１～９丁目、日野南１~７丁目、日野１~９丁目、日野中央１~３丁目
野庭町、港南１~６丁目、笹下１~７丁目、上永谷１~６丁目、上永谷町、下永谷１~６丁目、
日限山１~４丁目、東永谷１~３丁目、東芹が谷、芹が谷３~５丁目、丸山台１~４丁目、
大久保２丁目４~３１（２９は除く）大久保３丁目、港南中央通　　戸塚区南舞岡３~４丁目
磯子区洋光台１~６丁目、田中１～２丁目、栗木１～２丁目、杉田７～８丁目　森が丘２丁目
栄区上郷町、東上郷町、野七里 1～２丁目、若竹町、犬山町、亀井町、上之町、尾月、桂台北、桂台西、桂台東、桂台南、桂台中、中野町、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷 1～２丁目　小山台、元大橋、
小菅ヶ谷３丁目 1～２

（緊急時等における対応方法）
第11条　看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（利用者の苦情対応）
第12条　利用者の苦情・相談については、責任者を選任し、迅速かつ誠実に対応する。
（非常災害対策）

第13条　事業所は、非常その他の緊急事態に備え、しかるべき措置について、事業継続計画を策定し、職員に周知徹底を図るため、定期的に訓練・研修をする。
２　事業継続計画は、非常災害時、感染症まん延時に対応する。

（感染症予防まん延防止）
第14条　事業所は、感染症予防及びまん延防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知する。
２　感染予防及びまん延防止のための指針を整備する。
３　職員に対し、感染予防及びまん延防止のための訓練・研修を定期的に実施する

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第15条　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知する
２　事業所における虐待の防止のための指針を整備する
３　事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
４　虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

（ハラスメント防止のための措置に関する事項）
第16条　事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために、ハラスメント防止に必要な措置を講じます。
２　ハラスメント対策のための指針を整備する。
３　事業所において、職員に対し、ハラスメント防止のための研修を定期的に実施する。

（身体拘束等の原則禁止）
第17条　指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
２　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
３　身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
４　前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

（衛生管理）
第18条　看護職員等の清潔の保持及び健康管理について、必要な管理を行う。
２　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

（その他運営についての留意事項）
第19条　ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修　採用後6カ月以内
② 継続研修　年6回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4 ステーションは、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切なガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
5 ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。
6 事業所は、事業所評価を年1回は実施し、サービスの向上を図る。
7 災害(地震・風水害など)時は、当日急遽サービス提供の時間の変更や休止をする事がある。災害の状況により、随時自宅での様子や避難先での状況を確認後、適切な対応を行う。
8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 恩賜財団済生会支部神奈川県済生会とステーションの所長及び管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(訪問看護の終了について)
第20条　次のいずれかの事由が発生した場合は訪問看護を終了する。
(1) 利用者が介護保険施設や医療施設に長期に入所・入院になったとき。
(2) 利用者から事業者に対して一週間以上の予告期間をもって、訪問看護を終了したい旨の申し出があったとき
(3) 事業者は、利用者やその家族等の著しい不法行為(事業者や職員の生命・身体・健康・財産・名誉・信用等を侵害する行為)により、契約を継続することが困難となった場合、30日前に利用者及びその家族等にその理由を記載した文書で通知する。ただし、やむを得ない事由が認められるときは直ちに終了することができる。この場合は、事業者は居宅(介護予防)サービス計画を作成した居宅介護(介護予防)支援援事業者又は地域包括支援センターにその旨を連絡する。
(4) 利用者が亡くなったとき

附則
この規程は、平成12年　4月1日から施行する。
この規程は、平成13年　3月1日から施行する。
この規程は、平成14年　7月1日から施行する。
この規程は、平成15年　6月1日から施行する。
この規程は、平成16年　5月1日から施行する。
この規程は、平成18年　4月1日から施行する。
この規程は、平成24年　5月1日から施行する。
この規程は、平成26年　6月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、医療保険の運営規程として、平成30年7月1日から施行する。
この規程は、令和2年6月1日から施行する。
この規程は、令和3年5月1日から施行する。
この規程は、令和3年5月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年7月1日から施行する。
この規程は、令和8年6月1日から施行する。